

新潟県公安委員会規則第11号

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

質屋営業法施行細則の一部を改正する規則

質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類)  <b>第2条</b> (略)                  2 (略)</p> <p><u>3</u> 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合                  ア (略)                  イ 履歴書及び住民票の写し（<u>本籍（外国人にあっては国籍等）</u>を記載したものに限る。以</p>	<p>(提出書類)  <b>第2条</b> (略)                  2 (略)  <u>3</u> <u>申請書等を公安委員会に提出しようとするときは、府令で定める書類を添付するほか、次に掲げる申請書等には、申請者（法人の場合は、その業務を行う役員）若しくは設けようとする管理者又は新たに就任する業務を行う役員若しくは新たに管理者にしようとする者に係る成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 質屋許可申請書（質屋が既に公安委員会から許可を受けている営業所以外の営業所について許可を受けようとする場合又は公安委員会から許可を受けている古物商若しくは古物市場主が許可を受けようとする場合の申請者及び現に当該質屋若しくは古物商の営業所の管理者である者を管理者とする場合の当該管理者に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 営業内容の変更許可申請書（管理者の新設又は変更の許可申請書であって、新たに管理者にしようとする者が現に当該質屋又は古物商の営業所の管理者である場合の当該管理者に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(3) 営業内容の変更届出書（法人の業務を行う役員の変動の変更届出書であって、新たに就任する役員に係るものに限る。）</u></p> <p><u>4</u> 質契約の終了行為者（以下「終了行為者」という。）又は質契約の終了行為場所（以下「終了行為場所」という。）に係る承認申請書（別記様式第6号）には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 終了行為者の場合                  ア (略)                  イ 履歴書及び住民票の写し（<u>外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同</u></p>

下同じ。 ウ・エ (略) (2) (略) <u>4</u> (略)	じ。 ウ・エ (略) (2) (略) <u>5</u> (略)
--	--

**附 則**

この規則は、平成24年7月9日から施行する。